

公共調達最適化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく随意契約に係る情報の公表(物品役務等)

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	備考
土地賃借 当事務所敷地 3,024.79m ²	分任支出負担行為担当官 金沢港湾・空港整備事務所長 舟川幸治 北陸地方整備局 金沢港湾・空港整備事務所 石川県金沢市大野町4-2-1	令和6年4月1日	石川県 金沢市鞍月1-1	2000020170003	適用条文: 会計法第29条の3第4項 本契約は、金沢港湾・空港整備事務所庁舎の土地の借上げを行うものである。当所庁舎の土地所有者は石川県であり、本契約を履行できる唯一の者である。以上のことから、会計法29条の3第4項(契約の性質又は目的が競争を許さない場合)に基づき、契約の相手方と随意契約を行うものとする。	2,685,540	2,685,540	100.00%		
金沢港仮設係船設備設置	分任支出負担行為担当官 金沢港湾・空港整備事務所長 舟川幸治 北陸地方整備局 金沢港湾・空港整備事務所 石川県金沢市大野町4-2-1	令和6年6月26日	東洋建設(株) 北陸支店 金沢市畝田東三丁目87	9120001077496	会計法第29条の3第4項 本工事は、令和6年1月1日に発生した令和6年能登半島地震に伴い、被災した金沢港の応急復旧するため、仮設係船設備の設置を行うものである。 本工事は、被災箇所の早期応急復旧を目的としており、緊急の必要により競争に付することができないため、会計法第29条の3第4項及び予決令第102条の4第3号により、契約を締結するものである。 契約の相手方となる東洋建設株式会社は、一般社団法人日本埋立浚渫協会の会員であり、同協会から「災害発生時における緊急的な応急対策業務に関する包括的協定書(平成28年6月1日締結)」(以下、「協定書」という。)に基づき、資機材等情報の報告を受け、対応可能な会員として特定したものである。 特定にあたっては、当該相手方は迅速な体制確保が可能であり、早期応急復旧の目的が達成できると判断し、協定書第4条第1項により、契約の相手方としたものである。	2,372,576	2,354,000	99.22%		